

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 30 日)
(第 9 号)

第 9 号
3 月 30 日

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

第 9 号

○平成30年3月30日（金曜日）

議事日程（第9号）

平成30年3月30日（金）午前10時開議

第 1 議案第119号

[提案説明、質疑、委員会付託、委員長報告、討論、採決]

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議案第119号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	大	久保	孝	栄
21	番	東			豊
22	番	山	内	道	明
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	館		直	人
37	番	日	沖	正	信
38	番	前	田	剛	志
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央

41	番	中	村	進	一
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美
46	番	水	谷		隆
47	番	山	本		勝
48	番	山	本	教	和
49	番	西	場	信	行
50	番	中	川	正	美
(27	番	欠			員)
(42	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福	田	圭	司
書記（事務局次長）	岩	崎	浩	也
書記（議事課長）	榊	屋		眞
書記（企画法務課長）	稲	垣	雅	美
書記（議事課課長補佐兼班長）	中	村	晃	康
書記（議事課主幹）	川	北	裕	美
書記（議事課主幹）	黒	川	恭	子

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴	木	英	敬
副知事	渡	邊	信	一郎
副知事	稲	垣	清	文
危機管理統括監	服	部		浩
総務部長	嶋	田	宜	浩

午前10時0分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。
議案第119号が提出されましたので、さきに配付いたしました。
以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議案第119号 三重県県税条例等の一部を改正する条例案

議 案 審 議

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、議案第119号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（舟橋裕幸） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第119号は、地方税法の一部改正等に鑑み、不動産取得税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税等についての規定を整備するため、県税条例等の改正を行うものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 以上で提出者の説明を終わります。

休

憩

○議長（舟橋裕幸） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時49分開議

開

議

○議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

疑

○議長（舟橋裕幸） 議案第119号の審議を継続いたします。

本件に関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 日本共産党の山本里香と申します。議案第119号に関して質疑をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

今般、提案されております日切れ法案がこれを継続をということになる県たばこ税の見直しであるとか、不動産取得税の特例措置の延長であるとか、軽油引取税の課税免除の特例の延長であるとかは、それぞれに有効であるものというか、本当に望まれているもの、そして私たちも例えば軽油引取税におきましては、農業者や漁業者の皆さんのなりわいを支援するために、こういうことが大変重要だという思いで要望もしてきましたものでありますので、大変よいこともたくさんあるんですけども、その中で一つ気になることがありますので、ここで質疑をさせていただきたいと思います。

軽油引取税というのでしょうか、この免税措置を延長するということの中に、これは地方税法を受けてのことですので、地方税法附則第12条の2の7の第5項で記述されていることが、こちら、先ほどいただきました資料の中で24、25ページのところに、第17条の9というところから記述がある。これ

は平成27年に改定されて、それをまた延長していくということですので、内容としては引き続きということになるのですが、その内容を見てみますと、こういうことがあるわけなんですよね。

自衛隊の皆さんが船舶の使用するとき、それに使う、移動であるとか訓練に使う、そういった軽油について、この免税措置をとると。これはいろいろな救助作業とかそういうこともしていただいているということもあって、納得ができる範囲であるのかなというふうには思っておるわけなんですけれども、この第5項に、第1号に挙げる軽油の取引を行った自衛隊の船舶の使用人が我が国と我が国以外の締約国との間の物品、または役務の相互の提供に関する条約、その他の国際約束で、例で定めるものに基づいて平成33年3月31日までに当該取引に係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については免税をするという文章が載っております。これは法に基づいてということになると思うんですが、これは最近、昨今もPKO以来、2年前に、ちょうど昨日29日は安保法が施行された日ということで、2年になっているわけなんですけど、PKOから引き続き安保法でその例えば米軍の軍用物に、これは船になっておりますけれども、船に給油などをする場合のものも、この該当に当たるといって、免税の対象になるということでしょうか。そういう形で提案をされているのでしょうか。お願いをいたします。

○総務部長（嶋田宜浩） 県税条例においても地方税法と同様の規定というふうにしております。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 上位法がありますので、そのようにということになっていくということです。

これは本当に今、国会でも、これ日切れ法案が昨日の日に確認をされて、今日、また提案をこれされているわけなんですけれども、地方税法の関係では、今、森友問題であるとか加計学園問題の問題で紛糾している中で、ずっ

とこれが進んでいっているわけなんですけど、これ、平成27年のときにもこれが決まっていたわけですので、そのときからの問題であると思うんですけど、やっぱり安保法、問題やと私は思っておりますし、県民の中にもそのような考え方である方はいらっしゃるし、そしてまた給油に関して、これは国がお金を出して給油そのものを他国に譲渡するというこの場合には、これ、国がお金を出すんだから免税のほうがいいんじゃないかという考え方もあるかもしれないけれども、こういうお金の使い方自体、私は疑問に感じております。国のお金も。

という中で、この部分、削除することは県として考えはなかったんでしょうか、できないんでしょうか。

○総務部長（嶋田宜浩） まず地方税法を受けたときの条例の基本的な考え方ですけれども、法律が条例で定めるところによるというふうにしている事項だとか、あるいは法律が地方団体に選択的判断を許容している事項というふうにしておりまして、そのほかにも県民の理解の上で必要と判断されるものについて整備をしておるところでございます。

軽油引取税の課税免除につきましては、農業あるいは漁業従事者などが対象とされていることから、県民の理解を深めるためにより県民に近い条例においても、地方税法に合わせて規定をしているところであります。

去る3月28日に国会で可決されました地方税法の改正法案では、議員おっしゃるとおり、課税を免除する特例を期限が3年間延長されたところがございますけれども、条例において課税免除の対象として一部の項目だけ除外することは、かえって地方税法と条例に差異が生じまして、県民は法令を理解する上で混乱を招くこととなりますので、御指摘の自衛隊関連の規定についても、地方税法と同様の規定としているというところであります。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） いろいろ理解に困難が生じるというか、そういうこともあって、法に基づいてということそのまま流しているということのお答えだったと思います。

その前段として、県民の理解ということもちょっと言われましたけれども、県の独自裁量の部分と。これ本当に大変なことだと思って私はおりますし、このことも知らない間にというか、なかなか細かい条文の中身まで、法の文章であっても、条例の文章であっても中身まで県民、市民の方は知らないまま物事が進んでいくということは大変問題だと思っています。ここ、こういう機会にこのことを発信させていただくということも大事だなというふうに考えております。これ、予算決算常任委員会に付託をされますけれども、これらのこともしっかりと認識をしていただくことができた上で、また審査をしていただくことを望みまして、質疑を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

終わります。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 以上で議案第119号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託し、会議規則第36条第1項の規定により、3時間以内に審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
119	三重県県税条例等の一部を改正する条例案

休 憩

○議長（舟橋裕幸） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。
午前10時58分休憩

午前11時45分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
119	三重県県税条例等の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年3月30日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

予算決算常任委員長 中嶋 年規

委 員 長 報 告

○議長（舟橋裕幸） 議案第119号の審議を継続いたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。中嶋年規予算決算常任委員長。

〔中嶋年規予算決算常任委員長登壇〕

○**予算決算常任委員長（中嶋年規）** 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に期限を付されて審査を付託されました議案第119号三重県県税条例等の一部を改正する条例案につきましては、本日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○**議長（舟橋裕幸）** 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○**議長（舟橋裕幸）** これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○**5番（岡野恵美）** 私は日本共産党を代表して議案第119号三重県県税条例等の一部を改正する条例案に反対の討論を行います。

今回の税制改正について全てを否定するものではありませんが、ただ一点、反対する理由は、軽油引取税の課税免除の特例措置を延長することについて、自衛隊が行う給油に対する課税免除の範囲が拡大していることです。

従来の重要影響事態法や武力攻撃事態及び存立危機事態における法律の適用、加えて平成27年9月19日に成立した国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動に関する法律、いわゆる戦争法に伴うものについても盛り込まれています。私たち日本共産党は、このいわゆる戦争法は憲法違反であり、絶対反対の立場です。

安倍内閣の軍事費拡大路線は、この3月28日に成立した国の来年度予算に

も色濃く反映されています。イージスアショア関連経費やオスプレイなど、アメリカからの兵器調達に4102億円により、2019年度以降の後年度負担は5兆768億円に膨れ上がっています。

そして、このことが社会保障費削減や地方交付税減額になって、地方財政にも多くの影響を及ぼしています。

日本共産党の仁比聡平参議院議員は2018年度政府予算の反対討論の中で、長距離巡行ミサイルの導入や空母いずもの改修を狙う動きは、敵基地攻撃能力保有に踏み出すものだとただしました。加えて、安倍内閣は憲法第9条などを変えて、事実上、日本を戦争する国にしようとしています。

私たち日本共産党は、このような政府による軍事費拡大路線の中での今回の地方税法の改正は、国の法律の改正によるものとはいえ、改正の中に潜むアメリカ軍などへの全面的な協力は見過ごしてはいけないものだと思っています。すんなりと受け入れては地方自治の役割は果たせないと考えて、反対の意思を表明させていただきます。

以上、簡単ですが、討論とさせていただきます。ありがとうございました。
(拍手)

○議長（舟橋裕幸） 以上で討論を終結いたします。

採

決

○議長（舟橋裕幸） これより採決に入ります。

議案第119号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明31日から5月17日までは休会とい
たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明31日から5月17日までは休会とす
ることに決定いたしました。

5月18日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時51分散会

議 長 発 言

○議長（舟橋裕幸） この際、申し上げます。

福田圭司議会事務局長は、3月31日をもって退職されることとなりました。

福田局長におかれては、平成28年4月から2年間、豊富な経験と卓越した見識をもって本県議会の事務運営を着実かつ誠実にを行い、その責務を果たされました。

特に、一昨年6月の三重県手話言語条例の制定や、その後の手話通訳導入に向けた取組、一昨年11月の第8回全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催、さらには政務活動費に係る一層の透明性の確保など、広範多岐にわたる議会改革の取組に際して、三重県議会を支えていただきましたことに、心から敬意と感謝の意を表するところであります。

今後とも健康に十分御留意いただき、新しい人生を歩まれることを御祈念申し上げます。まことに御苦労さまでした。（拍手）